

奈良県選挙管理委員会告示第一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を取り扱う施設として次のとおり指定した。

平成二十九年四月七日

奈良県選挙管理委員会

委員長 中川 清孝

名 称	所 在 地
南和広域医療企業団五條病院	五條市野原西五丁目二番五九号